同　意　書

児童氏名	
生年月日	年　　月　　日
小学校名	小学校

※下記の No.1～No.10の内容を全て読んでいただき、全ての項目にチェックを入れて下さい。

No.	同意内容	チェック欄
1	育成クラブ入所・育成料決定・育成料の徴収のため、川西市の住民基本台帳・市民税の課税台帳や生活保護の適用状況、児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給状況を調べる場合があります。	□
2	入所許可を決定するためや育成クラブの運営・児童のクラブの活動にあたり、必要な情報を関係機関（学校・幼稚園・保育所・事業者等）に照会・共有する場合があります。	□
3	育成クラブの申請状況により待機となることがあります。	□
4	（複数のクラブがある学校について） 入所するクラブについては、選ぶことができません。以前に利用していたクラブや兄弟姉妹が在籍しているクラブと異なる場合があります。	□
5	毎月所定の期日までに育成料を納める必要があります。育成料の滞納が著しいときは入所の許可を取り消す場合があります。	□
6	月途中の入退所については、育成料の日割りができません。月中に1日でも入所登録がある場合、利用がなくても一ヶ月分の育成料がかかります。	□
7	婚姻、離婚、離職・転職等申請時の書類に変更がある場合、速やかに育成クラブに申し出るとともに、変更の届出が必要です。	□
8	延長時間内にお迎えができない状況が続く場合、延長育成の利用の許可を取り消すことがあります。	□
9	「児童が他の児童の利用を著しく妨げる行為を行った」又は「クラブの運営に著しく支障をきたした」と市教育委員会が判断した場合は、退所（辞退）となります。	□
10	虚偽の申請や申請時の状況と決定時の状況が異なることが判明した場合、決定を取り消す場合があります。	□

上記の各項目について、十分に理解したうえで同意します。また同意内容が事実と異なる場合、入所許可の取り消しがあっても、市教育委員会の決定に異存はありません。

同意日　　令和　　年　　月　　日

申請者（保護者）氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　この同意書の記載に関しては、育成クラブの運営及び入所・退所に関することに必要な場合のみ使用し、その他には使用しません。